

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

平成27年千葉県条例第9号

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的施策、薬物の濫用の防止のための規制その他の必要な事項を定めることにより、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- 一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬、同項第四号に規定する麻薬原料植物及び同項第六号に規定する向精神薬
- 三 麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項に規定する政令で定めるもの
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物
- 七 前各号に掲げるもののほか、前各号（第三号を除く。）に掲げるものと同等以上に、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

第三条～第十条（省略）

（知事指定薬物の指定）

第十一条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下「知事指定薬物の指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、千葉県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで知事指定薬物の指定をしたときは、知事は、当該指定の内容を審議会に報告するものとする。
- 4 知事は、知事指定薬物の指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 知事指定薬物の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。